

総マ第346号
令和7年12月19日

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 賴 書

- 1 件 名 中里宿舎301号室畠外交換
2 施 行 場 所 埼玉県さいたま市中央区新中里3-7-22 水資源機構 中里宿舎301号室
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から60日間
4 内 容 等 別添、「仕様書」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
- 1) 様式等 見積書には件名、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。見積書の様式は任意のものです。
- 2) 提出方法 FAX又は電子メール、持参、郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法による）
- 3) 提出期限 令和8年1月8日（木） 10:00まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 宛
FAX 048-853-1787 電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 5) 質 問 書 令和7年12月25日（木） 10:00まで
提出期限 ※質問の回答については、原則として提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年1月9日 17時00分までとします。
- 7) その 他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

中里宿舎 301号室畠外交換

仕 様 書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

第1条 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が、施行する「中里宿舎301号室畳外交換」に適用する。

第2条 業務概要

中里宿舎301号室の畳の新調等を行うものである。

第3条 施行場所

〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里3丁目7番22号

中里宿舎301号室

第4条 履行期間

契約締結の翌日から60日間とする。

第5条 業務内容

内容は以下のとおりとする。なお、交換品は新品とし、当該業務により発生した廃棄物等は受注者において関係法令に則り適切に処分すること。このため、交換・据付に要する一切の費用及び処分費用についても見積に含めるものとする。

- ① カーテンレール交換・据付 一式
- ② 郵便受け箱交換・据付 一式
- ③ ポストガイド交換・据付 一式
- ④ ウォシュレット交換・据付 一式

※ 型番はPanasonic DL-EGX20であるが、同等品も可とする。

- ⑤ トイレ床張り替え 一式
- ⑥ コンセント2力所交換 一式
- ⑦ 畳の新調（和室6畳間） 一式

※ 新調する畳は国産品かつ耐用年数5年以上有するものとする。

第6条 業務実施

- (1) 業務を行うに際しては事前に機構側担当者と作業日程等の調整を行うこと
- (2) 法令による手続きが必要な場合は、担当職員と調整し遗漏なきよう行うこと。
- (3) 当該業務により発生した廃棄物等は、受注者において関係法令に則り適切に処分すること。

第7条 提出書類

1 本業務に関する書類は次のとおりとし、受注者は作業終了後速やかに発注者に提出するものとする。

(1) 完了届

(2) 施行写真（施行前・施行終了後）が添付された作業報告書 一部

第8条 その他

1 施行中の安全確保

(1) 施行範囲に隣接する他者所有民地及び道路を損傷しないようにすること。

(2) 施行範囲周辺の歩行者や車・自転車等、施設、家屋等に損害を与えないようすること。

(3) 作業員の安全確保のため、労働安全衛生規則に基づいた施行に必要な安全対策を徹底すること。

2 損害賠償義務

(1) 故意又は過失を問わず、受注者が第三者又は第三者所有の物品に対し損害を与えた場合には、受注者はその損害の賠償を行わなければならない。

(2) 故意又は過失を問わず、受注者が発注者所有の施設や物品を棄損又は滅失した場合には、担当職員が指定する期間内までに受注者は原状回復を行つか、もしくはその損害の賠償を行わなければならない。

3 作業に関する義務

(1) 受注者は、事故もしくは故障等が発生した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。

(2) 作業前に担当職員と施行範囲等の確認を行い、作業完了後に担当職員の確認を受けなければならない。

4 疑義等

(1) 本仕様書に明記されていない事項及び本仕様書に対し、疑義が生じた場合については速やかに担当職員と協議するものとする。

(2) 協議の結果、変更が生じる場合は担当職員と協議の上行うものとする。